

帯広消防署 柏林台出張所整備事業 機械設備工事

特記仕様書

平成 31 年 4 月

とかち広域消防局消防救助課

● 共通事項特記仕様書

I 工事概要及び範囲

II 各 工 事

● 第 1 章 一般共通事項

● 機械設備工事特記仕様書

- 工 事 概 要
- 機械設備共通事項
- 空気調和設備
- 換 気 設 備
- 排 煙 設 備
- 給 油 設 備
- 自動制御設備
- 給 水 設 備
- 排 水 設 備
- 給 湯 設 備
- 衛 生 器 具
- 消 火 設 備
- ガ ス 設 備
- 暖 房 設 備
- 厨 房 機 器
- 環境配慮改修工事
- 油分離槽工事
- 融雪槽工事

I 工事概要及び範囲

1. 工事場所 帯広市柏林台西町2丁目1番1の内、5丁目1番1の内

2. 工事範囲 ※ 下記●は、工事対象範囲を示す。

	名 称	構造種別・階数	数 量	単位	備 考
●	消防署	鉄筋コンクリート造 2階建	914.88	m ²	延床面積
○					
○					
○					

3. 建設工事に係る資材の再資源化に関する法律の対象の有無 ○ 有 ● 無

4. 指定部分工事

(1) 工事範囲

(2) 指定工期 契約上の着工日より 平成 年 月 日まで

5. 別 途 工 事

6. 施 工 区 分 (分離発注の場合のみ記入)

※ 下記●は、工事対象範囲を示す。

項 目	工 種	建 築	電 気	暖 房	衛 生	備 考
躯体の設備配管用のスリーブ、箱抜等及び丸外等の充填			○	●	●	補強は建築
上記の補強	●					
設備機器用天井、壁、床下地の開口及び開口補強	●					埋込電灯、ヒーター、ファン等
設備機器用天井、壁、床仕上材の切込			○	●	●	補強は建築
設備用天井、床点検口	●					
防火戸用煙感知器、自動閉鎖装置			○			
設備機器用基礎	●	○	●	○		
バルコニー・ルーフ・レイン等 排水金物	○				●	配管は衛生
換気扇等取付枠	●	○	○	○		
同上 防雪フード	○			●		
外壁面入排気ガラリ及び防風板	○			●		

II 各 工 事

- 図面及び、この特記仕様書に記載されていない事項は、全て国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書 平成28年版（各工事編）」（以下、「標準仕様書」という）、「公共建築改修工事標準仕様書 平成28年版（各工事編）」（以下、「改修標準仕様書」という）、「建築物解体工事共通仕様書 平成24年版」（以下、「耐震共通仕様書」という）及び、「北海道建設部土木工事共通仕様書（平成28年10月版）」による。
- 特記事項の適用については次による。
 - 章は○印を、項目は▷印を塗りつぶしたものを適用する。
 - 特記事項は○印を塗りつぶしたものを適用し、塗りつぶしのない場合は*印をつけたものを適用する。
 - 特記事項で○印を塗りつぶしたものと、○*印のつけたものがある場合は、共に適用する。
 - 特記事項に記載の（ ）内表示番号は、標準仕様書の該当項目、該当図又は該当表を示す。
- この特記仕様書に施工部位の記載のないものは図面によるものとする。
- 本工事における工事監理業務委託の有無 ○ 有 * 無
- 受注者の努力等により工期前に工事が完成し完成検査を受けた場合は、共通仮設費等の減額

分の合計額が工事費の1/100を超える場合は、発注者と受注者が協議し工事請負額を減額できることとする。

6. 工事に係る留意事項及び施工条件は、次のとおりとする。

● 第 1 章 一般共通事項	
項 目	特 記 事 項
▶ 1. 地元材等の優先使用	本工事に使用する主要資材は、地元資材及び道産資材、北海道認定リサイクル製品を使用するよう努めること。（木材及び木材製品は除く。） 受注者は本工事において、次の(1)から(4)を順守する。 (1) 化学物質を放散させる建築材料等（※1） 本工事に使用する建築材料等は、測定対象化学物質を含有していないものを基本とし、安全データシート（SDS）や成分組成表により確認を行うほか、次の1）から3）を満たすものとする。 1) ホルムアルデヒド放散建築材料に指定されている材料は、JIS又はJASに定められたF☆☆☆☆を使用する。ただし、F☆☆☆☆の材料がない場合は監督職員と協議すること。 2) 接着剤は、フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシルを含有しない難揮発性の可塑剤を使用している環境対応型（配慮型）のものとする。 3) 家具、建具類及び二次製品は、測定対象化学物質を含有しないか含有が極めて少ないものとする。 ※1 化学物質を放散する建築材料等 合板／木質系フローリング／構造用パネル／集成材／単板積層材／MDF／パーティクルボード／その他の木質建材／ユリア樹脂板／壁紙／保温材／緩衝材／断熱材／接着剤／塗料／仕上材料／表面処理用木材保存（防腐・防蟻）剤 (2) 環境物品等の調達 本工事の資材等に係る環境物品等の調達は、北海道グリーン購入基本方針に基づく現行の環境物品等調達方針により行うよう努める。 上記における同調達方針として、資材（材料及び機材を含む）の梱包及び容器は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷軽減に配慮した物品を積極的に使用するよう努めること。 (3) 工事中の留意事項
▶ 2. 環境への配慮	

- ▶ 3. 地域材の優先使用
- ▶ 4. 合法木材の使用
- ▶ 5. 特別な材料の工法
- ▶ 6. 品質計画
- ▶ 7. 工事写真
- ▶ 8. 技能士

2) 施設利用者にシックハウスを発症した場合の措置

また、施設管理者へ建築材料等の情報提供やVOC測定を行うなど監督員と協議の上、必要な措置を行うこと。

室内空気中の化学物質の濃度を測定し、厚生労働省の指針値以下であることを確認の上、報告すること。

測定対象化学物質	厚生労働省の指針値（25℃の場合）
* ホルムアルデヒド	0.08 ppm（100 μg/m³）
* トルエン	0.07 ppm（260 μg/m³）
* キシレン	0.20 ppm（870 μg/m³）
* エチルベンゼン	0.88 ppm（3,800 μg/m³）
* スチレン	0.05 ppm（220 μg/m³）
○ パラジクロベンゼン(学校施設)	0.04 ppm（240 μg/m³）

分析方法 厚生労働省の示している分析方法による。
（測定時の平均室温が20度に満たない場合は、厚生労働省が示す温度、湿度による補正（ホルムアルデヒド））を行うこと。

本工事に使用する木材または木材を原料とする資材を使用する場合は、地元（管内）木材を優先的に使用することとし、使用した材料の種類、産地等を監督員に報告すること。

木材又は、木材を原料とする資材を使用する場合は、間伐材や合法性の証明された材を使用すること。

また、木材の合法性の証明は、「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」（平成18年2月林野庁）に準拠し、資材納入業者から証明を受けるとともに、証明書類を工事完了年度から起算して5年間保存すること。

設計図書等に指定されていない特別な材料の工法は、当該製品の指定工法とする。

建築基準法に定められた区分等

- ・ 風 速 ($V_o = 30 \text{ m/s}$)
- ・ 地表面粗度区分 ($\bigcirc$ I $\bigcirc$ II $\bullet$ III $\bigcirc$ IV)
- ・ 垂直積雪量 (130 cm)

工程写真及び完成写真は、帯広市都市建設部建築営繕課「工事写真の撮りかた」による。

(1) 技能士の適用は次の職種とし、従事する技能士の氏名・職種及

- ▶ 12. 高度技術・創意工夫
- ▶ 13. 電力基本料金
- ▷ 14. 発生材の処理等

・ 電子データ（完成図JWW・PDF）（完成写真PDF）
C D - Rによる提出

・ 設計原図の貸与 * 有り ○ 無し

・ C A Dデータの貸与 * 有り ○ 無し

※C A Dデータの貸与有りの場合
* 完成図のC A Dデータ及びP D Fデータ C D - Rによる

(2) 保全に関する資料（提出部数 * 1部 ○ ____部）

(3) 保守に関する指導案内書（機器取扱説明書）
各設備の機能が十分発揮しうよう、主要機器を含めた装置の
取扱説明及び保守についての事項を記載したものとする。
指導案内書 A4判カラーを標準とする 2部（営繕課1＋施設1）
同上データ C D - Rによる 1式

(4) その他、必要とする書類については、監督職員の指示による。
受注者は、工事施工において、自ら立案実施した創意工夫や技術力に
関する事項について工事完了時までに所定の様式により提出することが
できる。

本受電から引渡しまでの電力基本料金 * 本工事 ○ 別途

発生材の処理等は次により、「建設工事に係る資材の再資源化に関す
る法律」（以下「建設リサイクル法」という）、「資源の有効な利用の
促進に関する法律」（以下「リサイクル法」という）、「廃棄物の処理
及び清掃に関する法律」等の関係法令及び「建設副産物適正処理推進要
綱」に従い適切に処理する。

明示している処分場所については、受入可能な施設のうち、積算上運
搬費等も含めて一番安価な処理施設としているが、処理施設場所を指定
するものではない。

受注者の提示する処理施設と積算上の処理施設が異なる場合において
も設計変更の対象としない。

ただし、異なる処理施設となった理由が受注者の責によるものでない
と判断される場合は、設計変更の対象として扱う。

なお、下記の内容を変更する場合は、別途、監督職員と協議をする。

(1) 発生材のうち、引き渡しを要する範囲は次により、監督職員の
指示する方法及び位置に堆積、整理し所定の発生材報告書により
監督職員に報告する。
引き渡しを要する範囲： _____

(2) 受注者が処分する有価物の範囲は次による。
有価物の範囲： _____
なお、有価物は、次の登録又は許可業者で処分すること。
① 廃棄物再生事業者登録（知事登録）
② 金属くず商許可業者（警察許可）
また、処分を行った場合は、その施設の許可書（写し）と受入
伝票又はマニフェスト伝票等、及び許可書等の写しを監督職員
に提出すること。

(3) 特別管理型産業廃棄物

種 類	
処理方法	
処分場所	受入先： 片道運搬距離 (km)
種 類	
処理方法	
処分場所	受入先： 片道運搬距離 (km)

(4) 再資源化を図るもの（特定建設資材廃棄物）

種 類	コンクリート塊
処分場所	受入先： 片道運搬距離 (km)
種 類	アスファルト・コンクリート塊
処分場所	受入先： 片道運搬距離 (km)
種 類	建設発生木材
処分場所	受入先： 片道運搬距離 (km)

※ 設計上、特定建設資材廃棄物は発生しない場合で、受注者の都合により実際に特定建設資材を発生させ、廃棄物として処分する場合は、当該特定建設資材廃棄物の再資源化等実施方法の確定後に、工事監督員の確認を受けること。

(5) 再資源化を図るもの（特定建設資材廃棄物以外）

種 類	
処分場所	受入先： 片道運搬距離 (km)
種 類	
処分場所	受入先： 片道運搬距離 (km)

(6) その他の発生材

種 類	
処理区分	☐ 中間処理 ☐ 最終処分
処分場所	受入先： 片道運搬距離 (km)
種 類	
処理区分	☐ 中間処理 ☐ 最終処分
処分場所	受入先： 片道運搬距離 (km)
種 類	
処理区分	☐ 中間処理 ☐ 最終処分
処分場所	受入先： 片道運搬距離 (km)

(7) 建設廃棄物の収集・運搬は、産業廃棄物収集運搬業の許可を受けた者とする。

当該運搬車には、次に掲げる表示を行い、建設省令で定める書面を備え付けること。

産業廃棄物収集運搬車						
業 者 名	(	☐	☐	☐	☐	)
許可番号		×	×	×	×	×

(8) 建設副産物実態調査に基づき、当該工事受注後速やかに「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」の必要事項を記載し工事監督員に提出すること。

また、実施状況を把握し、「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」を作成し、工事完成時に工事監督員へ提出するとともに、1年間保存すること。

なお、「再生資源利用（促進）計画書（実施書）」は、建設副産物に係わる情報入力システム（一般財団法人日本建設情報総合センターが提供する建設副産物情報交換システム（COBRIS）等）により作成すること。この取扱いにより難しい場合、監督員と別途協議すること。

▷ 15. 北海道循環資源利用促進税	本工事で発生する産業廃棄物が、道内の最終処分場に直接搬入される場合、又は中間処理場に搬入される場合でも残さ等が発生し、最終処分場に搬出される場合は、循環税が課税されるので適正に処理する。
▶ 16. 自主施工期間の施工条件	自主施工期間中は、低温時施工により品質管理上支障の起こす恐れのない工種は、これを積極的に活用できる。
	ただし、支障の起こす恐れのある次の工種は、工法等を監督職員と十分協議の上、施工するものとする。
	＜工種＞ コンクリート・屋外防水・屋上防水・タイル・左官・塗装・緑化工事その他これに類する工事
▶ 17. 季節労働者などの雇用	工事施工に際しては、職業安定機関と密接な連携を図り、季節労働者などの雇用の拡大に努める。
▶ 18. 下請負人等への支払の適正化	下請負人及び資材業者に対する支払いは現金払いとし、やむを得ず手形期間を短く（90日以内）するよう努める。
▶ 19. 火災保険等	工事着手から完成引渡までの間を契約金額に相当する保険等に参加するものとし、取扱は次による。
	(1) 付保する保険
	工事の内容により、火災保険、建設工事保険、組立保険等の1以上の保険を付保する。
	なお、受注者自ら上記の保険に追加して付する特約等については、これを妨げるものではない。
	(2) 保険金
	原則として請負代金額とする。
	(3) 保険の期間
	保険の加入期間は原則として工事着手日から完成引渡しまでの間とする。
	工事着手日 ～ 実際の工事のための準備工事（現場事務所等の建設又は測量を開始すること）の初日をいう。
	完成引渡し ～ 工期に14日追加した日とする。
	(4) 対象外工事
	次に掲げる工事は、対象外工事として保険を付さない事ができる。
	① 解体、撤去、分解又は片づけ工事
	② 外構工事
	(5) 保険契約の変更
	保険契約締結後に請負代金額の変更又は工期延長等があった場合は、相応の保険契約を変更しなければならない。
	(6) 保険証券等の提出
	保険契約を締結（変更も含む）した場合は、当該保険証券等の写しを提出しなければならない。
	(7) 協議
	この取扱いにより難しい事項については、必要に応じて受注者は、発注者と協議するものとする。
▶ 20. 現場環境改善	魅力ある建設工事を推進するため、工事現場の環境改善に努める。
▷ 21. 快適トイレの設置	本工事は、「快適トイレ設置工事」の対象工事である。
	(1) 受注者が当該工事の現場に仮設トイレを設置する場合は、建設現場を男女ともに働きやすい職場環境へと改善することを目的に、快適トイレの設置を検討すること。
	(2) 快適トイレとは、次の1)及び2)の各項目を全て満たすものと

- ▶ 22. 建設業退職金共済制度
- ▶ 23. 工事標識

する。3)については、必須ではないが、装備していればより快適になると思われる項目なので、設置を検討すること。

1) 快適トイレに求める標準仕様

- ① 洋式便座
- ② 水洗機能（簡易水洗、し尿処理装置付き含む）
- ③ 臭い逆流防止機能（フラッパー機能：必要に応じて消臭剤等活用し臭い対策をとること）
- ④ 容易に開かない施錠機能（二重ロック等：二重ロックの備えがなくても容易に開かないことを製造者が説明出来るもの）
- ⑤ 照明設備（電源がなくても良いもの）
- ⑥ 衣類掛け等のフック付、又は、荷物置き場設備機能（耐荷重 5 kg 以上）

2) 快適トイレとして活用するために備える付属品

- ⑦ 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- ⑧ 入口の目隠しの設置（男女別トイレ間も含め入口が直接見えないような配置等）
- ⑨ サニタリーボックス（女性専用トイレに限る）
- ⑩ 鏡付きの洗面台
- ⑪ 便座除菌シート等の衛生用品

3) 推奨する仕様、付属品

- ⑫ 室内寸法900×900mm 以上（半畳程度以上）
- ⑬ 擬音装置
- ⑭ 着替え台
- ⑮ フラッパー機能の多重化
- ⑯ 窓など室内温度の調整が可能な設備
- ⑰ 小物置き場等（トイレットペーパー予備置き場）

(3) 快適トイレの設置にあたっては、以下に留意する。

- 1) 男女別で各1基ずつ設置することを原則とする。ただし、女性が現場にいない場合はこの限りではない。
- 2) 具体的な実施内容や設置時期については、施工計画書提出時に、(2)の項目を満たすことを確認できる資料を監督員に提出し、規格・設置基数等の詳細について、協議のうえ決定すること。

工事現場には「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識を掲示する。

受注者は、着工後速やかに公衆の見やすい場所に工事標識を掲示する。

900	工 事 名
	工 期 自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日
	発 注 者 と か ち 広 域 消 防 事 務 組 合
	監 理 と か ち 広 域 消 防 局 消 防 救 助 課
	受 注 者

←
→

1,800

注1 黒文字・丸ゴシック カラー鉄板（白）タルキ下地

▶ 24. 工事实績情報の登録	受注者は、受注時、変更時及び完了時に(10日以内)工事实績情報システム(CORINS)に基づき、「工事カルテ」を作成し、監督職員の確認を受けた後に、(財)日本建設情報総合センターに登録申請しなければならない(ただし、請負代金額500万円以上2,500万円未満の工事については、受注時のみ登録するものとする。)。また、同センター発行の「工事カルテ受領書」の写しを監督職員に、提出しなければならない。(対象工事：請負代金額500万円以上の全工事)
▶ 25. 施工体制台帳の整備	建設業法に基づく施工体制台帳を作成し、施工管理体制に関する事項を監督職員に提出しなければならない。また、公衆の見やすい場所に施工体系図を掲示する。
▶ 26. 共同企業体編成表の提出	本工事を共同企業体で受注した場合は、契約締結後5日以内に共同企業体編成表作成のうえ監督員に提出しなければならない。
▶ 27. 完成施設事後調査実施	帯広市工事請負契約に定める「かし担保」期間内に、完成施設事後調査実施方針に基づき下記調査を行う。 ○ 一次調査 ※ 一次調査及び二次調査
▶ 28. 暴力団員等による不当介入を受けた場合の対応	(1) 受注者は、暴力団員等による不当要求又は工事(業務)妨害(以下「不当介入」という。)を受けた場合は、断固としてこれを拒否しなければならない。 また、不当介入があった時点で速やかに警察に通報するとともに、捜査上必要な協力を行わなければならない。 (2) 受注者は、前記により警察へ通報を行った際には、速やかにその内容を監督職員に報告しなければならない。 (3) 受注者は、暴力団員等による不当介入を受けたことにより、工程に遅れが生じる等の被害が発生した場合は、監督職員と協議するものとする。
▷ 29. 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律への対応	受注者は、「特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律」に基づき、保険への加入又は保証金の供託を行うこと。
▷ 30. 週休2日モデル工事	本工事は、「週休2日モデル工事」の対象工事である。 (1) 受注者は、週休2日による施工を希望する場合、契約後、監督員に申し出のうえ「週休2日モデル工事」として施工できる。 (2) 週休2日とは、工期内において、土日・祝日に関わらず、週休2日相当の現場閉所を行うことをいう。(年末年始6日間及び夏期休暇3日間は現場閉所日から除く) (3) 週休2日の確保の取組は、将来の担い手確保、入職しやすい環境づくりを目指すものであることから、週休2日による施工を実施する受注者は、その趣旨に沿った休日の取得に努めるものとする。 (4) 週休2日の実施の確認方法は、次によるものとする。 1) 受注者は、週休2日の計画工程表を施工計画書に添付し監督員へ提出する。 2) 受注者は、実施結果を工事週報等により定期的に監督員へ報告する。 (5) 週休2日の実施状況について、監督員が必要に応じて聞き取り等の確認を行う場合には、受注者は協力するものとする。 (6) 「週休2日モデル工事」について、受注者を対象としたアンケート調査の依頼があった場合は協力するものとする。

●	工 事 概 要
---	----------------

項 目	特 記 事 項			
▶ 1. 工事種目	名 称	新 設	改 修	摘 要
	空 気 調 和 設 備 工 事※	○ 一 式	○ 一 式	
	暖 房 設 備 工 事※	● 一 式	○ 一 式	
	冷 房 設 備 工 事※	● 一 式	○ 一 式	
	換 気 設 備 工 事	● 一 式	○ 一 式	
	排 煙 設 備 工 事	○ 一 式	○ 一 式	
	給 油 設 備 工 事	● 一 式	○ 一 式	
	自 動 制 御 設 備 工 事	● 一 式	○ 一 式	
	屋 外 給 水 設 備 工 事	● 一 式	○ 一 式	
	屋 内 給 水 設 備 工 事	● 一 式	○ 一 式	
	屋 外 排 水 設 備 工 事	● 一 式	○ 一 式	
	屋 内 排 水 設 備 工 事	● 一 式	○ 一 式	
	屋 内 給 湯 設 備 工 事	● 一 式	○ 一 式	
	衛 生 器 具 設 備 工 事	● 一 式	○ 一 式	
	消 火 設 備 工 事	● 一 式	○ 一 式	
	屋 外 ガ ス 設 備 工 事	● 一 式	○ 一 式	
	屋 内 ガ ス 設 備 工 事	● 一 式	○ 一 式	
	厨 房 機 器 設 備 工 事	○ 一 式	○ 一 式	
	油 分 離 槽 工 事	● 一 式	○ 一 式	
	融 雪 槽 工 事	● 一 式	○ 一 式	
	※ 種目は●印を付したものを適用する			
※ 空気調和設備工事とは、空調機等を設置し暖冷房を行う工事をいう				
※ 暖房設備工事とは、直暖や個別暖房のみの工事をいう				
※ 冷房設備工事とは、個別冷房のみの工事をいう				

●	機械設備共通事項
---	-----------------

項 目		特 記 事 項												
▶ 1. 配管 1) 配管材料														
管 種		施 工 区 分												
		冷 温 水	冷 却 水	蒸 気	温 水	給 油	冷 媒	給 水	給 湯	排 水	通 気	雨 水	ガ ス	
●	配管用炭素鋼鋼管(白)											●	●	●
●	〃 (黒)				●	●	●							
○	圧力配管用炭素鋼鋼管(黒)													
○	塩ビライニング鋼管(V A)													
○	〃 (V B)													
○	排水用塩ビライニング鋼管													
○	耐熱性塩ビライニング鋼管													
○	外面被覆鋼管													
○	コーティング鋼管													
●	ステンレス鋼管							●	●					
○	銅管(M)													
●	保温付被覆鋼管						●							
○	被覆鋼管													
●	ビニル管(V P)									●	●			

●	〃 (VU)											●			●				
○	樹脂管																		
●	耐火二層管											●	●						
●	ポリエチレン管							●											
○	合成樹脂製可とう電線管																		
○	鉛管																		
○	コンクリート管																		
○	鑄鉄管																		
○	耐衝撃性ポリ塩化ビニル管																		
○	内外面塩ビライニング鋼管 (VD)																		
●	灯油用被覆銅管							●											
●	外面ポリエチレン被覆鋼管						●												
○																			
○																			

※ 該当項目に●印をつける。

2 列書きになっている部分は左側屋外配管、右側屋内配管とする
水道直圧及び高置タンクまでは10kとし、他は各種配管の水圧検査圧力値を超える最高許容圧力を有するバルブとする

水抜栓は水道管理者指定品とする

3) 試験
配管途中若しくは隠ぺい、埋戻し前又は配管完了後の塗装又は被覆施工前に行う

圧力値、保持時間は、標準仕様書第2編 2.9.2から2.9.5による

試験終了後、報告書を監督職員に提出すること

4) ねじ加工
○ 転造ねじ加工 (蒸気還水管)

丸ニップルは使用禁止とする、やむを得ない場合は角ニップルとする

5) ステンレス鋼管継手の種類

種 類	冷温水	冷却水	温水	給水	給湯	消火
● 圧縮・プレス				●	●	
○ 拡管式						
○ 溶接						
○ ハウジング継手						

6) 埋設配管

防食処理 ● 土中

○ ペトロラタム系防食テープ ()

○ ブチルゴム系防食テープ ()

○ コンクリート内

● プラスチックテープ ()

地中埋設標・埋設表示テープ・屋外配管埋設深さ

	地中埋設標		埋設表示テープ		屋外配管埋設深さ		
					車両道路	道路以外	凍結深度
給水配管	●	要	●	要	GL-1.5m以上	GL-1.5m以上	GL-1.5m以上
	○	不要	○	不要			
ガス配管	○	要	○	要	GL-0.6m以上	GL-0.3m以上	
	○	不要	○	不要			
油配管	●	要	●	要	GL-0.6m以上	GL-0.3m以上	
	○	不要	○	不要			

※都市ガス配管は供給事業者の指定する深さとする

要の場合、地中埋設標は図示する箇所、埋設表示テープは屋外埋設配管部分に適用する

7) 溶接部の検査

○ 目視検査 ○ 非破壊検査 (溶接部の種類 :)
(検査の種類 :)
(配管種別 :)

		(使用圧力 :)
		(抜き取り率 :)
8) 配管洗浄	詳細は標準仕様書の当該事項による ○ 冷温水管 ● 給水管 (● 1次側 ● 2次側) ○ 冷却水管 ● 給湯管 ● 受水タンク ○ 高置タンク ○ 貯湯タンク ● 給湯用膨張タンク 高周波洗浄もしくは同等以上の方法による 飲料水管の場合は、端末において遊離残留塩素が0.2mg/L以上検出されるまで消毒を行う	
▶ 2. 保温	標準仕様書第2編3. 1. 4及び5のうち保温材及び外装材は次による 断熱材は、特定フロン、代替フロン等、オゾン層を破壊する物質を含有していないこと	
1) 配管	保温材 ● グラスウール (温水、給水、給湯管) ○ ロックウール () ○ ポリスチレンフォーム () 外装材 ｲ) 屋内露出 ● 合成樹脂カバー (温水、給水、排水、給湯管) ○ アルミガラスクロス () ○ その他 () () ｵ) 機械室・倉庫 ● アルミガラスクロス (温水、給水、雨水、給湯管) ○ その他 () () ﾊ) 天井内・パイプシャフト内及び空隙壁中 ● アルミガラスクロス (温水、給水、雨水、給湯管) ○ その他 () () ﾆ) 床下・暗渠内 ● 着色アルミガラスクロス (温水、給水、給湯管) ○ アルマット () ● 保温なし (ドレン、排水、雨水管) ○ その他 ()	
2) ダクト	外気取入用ダクト及び外壁より1.5m以内の排気用ダクトは保温を行う 保温材 ● グラスウール () ○ ロックウール () ○ ポリスチレンフォーム () ○ その他 () 外装材 ｲ) 屋内露出 ● 合成樹脂カバー ○ カラー亜鉛鉄板 ○ アルミニウム板 ○ ステンレス鋼板 ○ アルミガラスクロス ○ その他 () ｵ) 機械室・倉庫 ● アルミガラスクロス ○ カラー亜鉛鉄板 ○ アルミニウム板 ○ ステンレス鋼板 ○ 合成樹脂カバー ○ その他 () ﾊ) 天井内・パイプシャフト内及び空隙壁中 ● アルミガラスクロス ○ その他 () ﾆ) 外気取入用ダクト及び排気用ダクト ● アルミガラスクロス ○ その他 () 範囲 ｲ) 外気取入用ダクト ・ 全て ｵ) 排気用ダクト ○ 全て ● その他 (外壁より1.5m以内)	

3) 機器類	☐ 冷温水ヘッダー ☐ 冷水ヘッダー ☐ 冷温水タンク ☐ 冷水タンク ☐ 温水タンク ☐ 蒸気ヘッダー ☐ 温水ヘッダー ☐ 熱交換器 ☐ 還水タンク ☐ 膨張タンク 保温材 ☒ グラスウール ☐ ロックウール ☐ その他 () 外装材 ☐ カラー亜鉛鉄板 ☐ アルミニウム板 ☐ ステンレス鋼板 ☐ その他 ()								
4) 冷媒被覆銅管	<table border="1" style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>外 径</td> <td>6.35</td> <td>9.52</td> <td>12.7 ~ 50.8</td> </tr> <tr> <td>被覆厚</td> <td>8mm</td> <td>8mm</td> <td>20mm</td> </tr> </table>	外 径	6.35	9.52	12.7 ~ 50.8	被覆厚	8mm	8mm	20mm
外 径	6.35	9.52	12.7 ~ 50.8						
被覆厚	8mm	8mm	20mm						
5) 煙道 排気筒	保温材 ☐ ロックウール ☐ その他 () 外装材 ☐ カラー亜鉛鉄板 ☐ アルミニウム板 ☐ ステンレス鋼板 ☐ その他 ()								
6) 消音内貼り	施工方法は標準仕様書の当該事項による 施工個所は図示したダクト及びチャンバー類とする 使用材料 ☐ グラスウール ☐ その他 () 厚さ ☐ 25mm ☐ 50mm 消音内貼チャンバーの寸法は外法寸法とする ラス押え ☐ 有 () ☐ 無								
▶ 3. 塗装	イ. 屋内露出 (室内環境対応・配慮形塗料) 調合ペイント 但し煙道、煙突は耐熱塗装とする。 ロ. 裸管 ☒ 調合ペイント ☐ アルミニウムペイント ・ 蒸気管 機械室内は、アルミニウムペイント 居室及び隠ぺいは、さび止めペイント ハ. 支持金物及び架台類 ☒ 調合ペイント ☐ アルミニウムペイント ニ. ダクト上 * 調合ペイント ホ. その他 ☐ アルミニウムペイント ☐ 調合ペイント								
▶ 4. ダクト外及びダクト外付属品									
1) ダクト	方式 ☒ 低速 ☐ 高速 ☐ その他 () 工法 ☐ アングルフランジ () ☐ コーナーボルト () (☐ 共板 ☐ スライド) 種別 ☐ 鉄板 () ☒ スパイラルダクト () ☐ 硬質塩化ビニル管 (VU) () ☐ 矩形 (アングルダクト工法) () ☐ その他 ()								
2) チャンバー等	イ. 外壁に面するガラリに直接取付けるチャンバー、ホッパーには排水を設ける ロ. シーリングディフューザーには下記の接続ボックスを設ける イ) ネック径200φ以下 : 400×400×250H ロ) " 200φをこえるもの : 500×500×300H ハ. 線状吹出口には、下記の接続ボックスを設ける イ) BL-S、BL-D : 200×(長さ+100)×300H ロ) BL-T、BL-K : 250×(長さ+100)×300H ニ. 天井付制気口には、特記なき場合(制気口寸法+100)×250Hの接続ボックスを設ける								
3) 防雪フード	イ. 材質 ステンレス鋼板製 ☐ SUS430 ☒ SUS304 ☐ その他 () ロ. 板厚 () mm								
4) 排気フード	イ. 幕板 ☐ 本工事 ステンレス鋼板製 ☐ SUS430 ☐ SUS304								

▶ 13. 土工事 1) 管周囲の保護 2) 埋戻し土 3) 建設発生土等の処理 4) 山留め施工 ▶ 14. 地業工事 1) 砂利地業 ▶ 15. コンクリート工事 1) コンクリート強度 ▶ 16. 使用機材 ▶ 17. 型番等	誘導員詰所：(☐ 設ける ☐ 設けない) 表 工事現場の位置と交通誘導員区分の考え方											
	<table border="1"> <tr> <th>工事現場の出入り口を設ける道路（路線）</th> <th>交通誘導員区分</th> </tr> <tr> <td>市街地（DID）内の路線</td> <td rowspan="2">交通誘導員A</td> </tr> <tr> <td>北海道（各方面）公安委員会告示による認定路線</td> </tr> <tr> <td>上記以外の路線</td> <td>交通誘導員B</td> </tr> </table>	工事現場の出入り口を設ける道路（路線）	交通誘導員区分	市街地（DID）内の路線	交通誘導員A	北海道（各方面）公安委員会告示による認定路線	上記以外の路線	交通誘導員B				
	工事現場の出入り口を設ける道路（路線）	交通誘導員区分										
	市街地（DID）内の路線	交通誘導員A										
	北海道（各方面）公安委員会告示による認定路線											
	上記以外の路線	交通誘導員B										
	* 山砂の類 ☐ 良質土 ☐ その他 * 掘削土の良質土 ☐ 山砂の類 場外搬出（約 _____ km 捨て場所 _____ ） 捨て土均し（ ☐ 有り ☐ 無し ） ● 構内敷均し ☐ 構内指示の場所に堆積 ☐ 構外敷均し ☐ 処理費（ * 有償 ☐ 無償 ） ☐ 有り（工法： _____ ） ☐ 無し											
	* 再生クラシャラン ● 切込砂利 ☐ 切込碎石 砂利地業の厚さ * 100mm以上 ☐ mm（ _____ ） JIS A5001（道路用碎石）C-40程度											
	機器類基礎等のコンクリート強度、鉄筋											
	<table border="1"> <tr> <th>強 度</th> <td>☐ 16N/mm2</td> <td>● 18N/mm2</td> <td>● 21N/mm2</td> </tr> <tr> <th>スランプ</th> <td>_____ cm</td> <td>15 cm</td> <td>15 cm</td> </tr> <tr> <th>施工箇所</th> <td>_____</td> <td>捨てコン</td> <td>地下オイルタンク、油分離槽</td> </tr> </table>	強 度	☐ 16N/mm2	● 18N/mm2	● 21N/mm2	スランプ	_____ cm	15 cm	15 cm	施工箇所	_____	捨てコン
強 度	☐ 16N/mm2	● 18N/mm2	● 21N/mm2									
スランプ	_____ cm	15 cm	15 cm									
施工箇所	_____	捨てコン	地下オイルタンク、油分離槽									
<table border="1"> <tr> <th>鉄筋種別</th> <td> 異形鉄筋 ● SD295 ☐ SD345 ☐ SD390 ● A 種 ☐ B 種 </td> </tr> <tr> <th>補強筋</th> <td> 壁開口部 ● 基準配筋による ☐ 構造図面による 床開口部 ● 基準配筋による ☐ 構造図面による そ の 他 ☐ 基準配筋による ☐ 構造図面による </td> </tr> </table>	鉄筋種別	異形鉄筋 ● SD295 ☐ SD345 ☐ SD390 ● A 種 ☐ B 種	補強筋	壁開口部 ● 基準配筋による ☐ 構造図面による 床開口部 ● 基準配筋による ☐ 構造図面による そ の 他 ☐ 基準配筋による ☐ 構造図面による								
鉄筋種別	異形鉄筋 ● SD295 ☐ SD345 ☐ SD390 ● A 種 ☐ B 種											
補強筋	壁開口部 ● 基準配筋による ☐ 構造図面による 床開口部 ● 基準配筋による ☐ 構造図面による そ の 他 ☐ 基準配筋による ☐ 構造図面による											
使用する機材は帯広市都市建設部建築営繕課「平成30年度版帯広市設備機材等指定名簿」による 図面中の機器表等の型番は参考型番とし、同等品以上とする												

☐	空気調和設備
-----------------------	--------

☒	暖房設備
----------------------------------	------

項 目	特 記 事 項
▶ 1. エネルギー源	☐ 重油 ● 灯油 ☐ ガス （都市ガスの場合 ☐ 低圧 ☐ 中圧） ● 電気 ☐ その他（ _____ ）
▶ 2. 暖房方式	☐ 蒸気 ● 温水 ☐ 温風 ● 電気 ● 遠赤外線 ☐ 放射 ☐ その他（ _____ ）
▶ 3. 主要熱源機器及び付属機器	図内機器表による 容量等の表示、機器類の能力、容量等（電動機出力は除く）は、原則として表示された数値以上とする
▷ 4. ばい煙濃度計	☐ 設けない ☐ 設ける
▷ 5. 煤じん量測定口	☐ 設けない
▶ 6. 放熱器等	☐ 設ける（煙道直線部に100φ以上のフランジ蓋止とする） 種別 ☐ 鋳鉄製放熱器 ● パネルヒーター ☐ ファンコイルユニット ☐ ヒートポンプユニット ☐ ファンコンベクター ☐ ユニットヒーター ☐ パッケージエアコン ● FF暖房機 ● 電気ヒーター ● 遠赤外線暖房機 ☐ コンベクター ☐ ベースボードヒーター

	☒ 床暖房 (☒ 温水 ☐ 電気) ☐ ロードヒーティング (☐ 温水 ☐ 電気) ☐ その他 ()
--	---

☒	冷 房 設 備
----------------------------------	---------

項 目	特 記 事 項
▶ 1. エネルギー源	☐ 重油 ☐ ガス (都市ガスの場合 ☐ 低圧 ☐ 中圧) ☒ 電気 ☐ その他 ()
▶ 2. 冷房方式	☒ 冷媒 ☐ 冷水 ☐ その他 ()
▶ 3. 主要熱源機器及び付属機器	図内機器表による 容量等の表示、機器類の能力、容量等(電動機出力は除く)は、原則として表示された数値以上とする
▷ 4. ばい煙濃度計	☐ 設けない ☐ 設ける
▷ 5. 煤じん量測定口	☐ 設けない
▶ 6. 放熱器等	☐ 設ける (煙道直線部に100φ以上のフランジ蓋止とする) 種別 ☐ ファンコイルユニット ☒ パッケージエアコン ☐ ヒートポンプユニット ☐ その他 ()

☒	換 気 設 備
----------------------------------	---------

項 目	特 記 事 項
▶ 1. 換気方式	☐ 中央式 ☒ 局所式 ☒ 1種 ☐ 2種 ☒ 3種
▶ 2. 主要換気設備	☐ ユニット型空気調和機 ☒ 熱交換形換気扇 ☒ ダクト式機械換気 ☒ 換気扇 ☐ その他 ()
▷ 3. 制御方式	イ. 熱交換換気扇 給気ファン停止 ☐ 無 * 0℃ ☐ 5℃ ☐ 10℃
▶ 4. 換気扇スイッチ	☐ 別途工事 ☒ 本工事 ☒ 図示による

☐	排 煙 設 備
-----------------------	---------

☒	給 油 設 備
----------------------------------	---------

項 目	特 記 事 項
▶ 1. 給油方式	☐ 個別給油方式 ☒ 集中給油方式 ☐ その他 ()
▶ 2. 地下オイルタンク	イ. 基礎杭 ☐ 要 ☒ 不要 ☐ 本工事 ☐ 別途工事 ロ. タンク室 ☐ 要 ☒ 鋼製強化プラスチック製二重殻タンク ハ. 山留め施工 ☐ 有り (工法:) ☐ 無し 「危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示」によるほか所轄消防署が承認したもの
▶ 3. 地上オイルタンク	基礎 ☒ 本工事 ☐ 別途工事 ☒ 屋外タンク ☐ 屋内タンク ☒ 市販品 ☐ 製作 (板厚 mm) 「危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示」によるほか所轄消防署が承認したもの 防油堤 ☐ 本工事 ☒ 別途工事 ☐ 設けない

▶ 4. オイルサービスタンク	基礎	○ 本工事	● 別途工事
	イ. 給油ポンプ	● 設ける	○ 設けない
▶ 5. 遠隔式油量指示計	ロ. 返油ポンプ	○ 設ける	● 設けない
	○ 設けない		
	● 次により設ける		
	a) 取付方法	○ 専用蓋	● 油槽蓋内
		○ その他 ()	
	b) 指示ユニット：製造者標準型とし図示による		
▷ 6. 集中給油設備計装工事区分	* 集中検針盤からレベラーまでの計装配管配線は本工事		
	○ その他 ()		
▷ 7. 集中給油設備計装試験調整工事区分	* 集中検針盤からレベラーまでの通信状況確認は本工事		
	○ その他 ()		
▷ 8. その他	○ ()		

●	自動制御設備
---	--------

項 目	特 記 事 項
▶ 1. 制御方式	● 電気式 ○ 電子式 ○ デジタル式
▶ 2. 計測範囲	● 温度 ● 湿度 ○ その他 ()
▶ 3. 計測箇所	図示による
▶ 4. 計測機器	図内機器表による
▶ 5. 低圧屋内配線	標準仕様書（第4編 第1章第5節及び第2章第3節）による

●	給 水 設 備
---	---------

項 目	特 記 事 項
▶ 1. 給水方式	● 水道直結直圧方式 ○ 水道直結増圧方式
▶ 2. 屋外給水引き込み管	● ポンプ直送方式 (● 上水 ○ 井水)
	○ 高置タンク方式 (○ 上水 ○ 井水)
	既設配水管 (● 分水新設 ○ 既設分水以降接続)
	既設敷地内給水引き込み管 (○ 分水新設 ○ 既設分水以降接続)
	配水管新設 (○ 負担金 ○ 専用 ○ 布設替)
▶ 3. 量水器	○ 借受品 ● 新品購入（水道管理者指定品）
▶ 4. 量水器柵	● 水道管理者指定品 ○ 図内規格品
▷ 5. 量水器集中検針盤計装工事区分	* 集中検針盤から量水器までの計装配管配線は本工事
	○ その他 ()
▷ 6. 量水器集中検針盤試験調整工事区分	* 集中検針盤から量水器までの通信状況確認は本工事
	○ その他 ()
▶ 7. 受水タンク	イ. ● 上水用 () ● 本工事 ○ 別途工事
	ロ. ○ 井水用 () ○ 本工事 ○ 別途工事
	ハ. 制御方法 フロートレススイッチ ボールタップ・定水位調整弁 その他 ()
▶ 8. 給水装置	ニ. 警 報 ● 満水 ● 減水 ● 低水位遮断 ● 故障
	イ. 給水ポンプ ○ 揚水用ポンプ ○ 床置型 ○ 水中型 ○ 水道用直結加圧形ポンプユニット ● 小形給水ポンプユニット ● 床置型 ○ 水中型

▷ 9. その他	☒ 吐出し圧力一定制御 ☐ 末端圧力推定制御 ☐ その他 () ロ. 圧力タンク ☒ 自動空気補給式 ☐ 隔膜式 ☐ その他 () ハ. 高置タンク ☐ FRP製 () ☐ その他 () ニ. 制御方法 ☐ フロートレススイッチ ☐ 圧カスイッチ ☐ その他 () ホ. 警 報 ☐ 満水 ☐ 減水 ☐ 低水位遮断 ☐ 故障 ☐ ()
----------	--

☒	排 水 設 備
----------------------------------	---------

項 目	特 記 事 項
▶ 1. 排水方式	イ. 汚水 ☒ 自然流下 ☐ 強制排水 ロ. 雑排水 ☒ 自然流下 ☐ 強制排水 ハ. 雨水 ☒ 自然流下 ☐ 強制排水
▶ 2. 排水方法	イ. 汚水 ☒ 下水道接続 ☐ 地下浸透 ☐ () ロ. 雑排水 ☒ 下水道接続 ☐ 地下浸透 ☐ () ハ. 雨水 ☐ 下水道接続 ☒ 地下浸透 ☐ ()
▶ 3. 排水樹及び蓋	イ. インバート樹 ☐ コンクリート樹 ☐ 角型 ☐ 丸型 ☐ 市販コンクリート管 ☐ 現場打 ☐ 塩ビ樹【 蓋 ☐ 塩ビ ☐ T8 】 ☒ 帯広市型 ☒ 保護樹 ロ. ため樹 ☐ コンクリート樹 ☐ 角型 ☐ 丸型 ☐ 市販コンクリート管 ☐ 現場打 ☐ 塩ビ樹【 蓋 ☐ 塩ビ ☐ T8 】 ☐ その他 (市・町・村・型) ハ. 蓋 ☐ 鋳鉄製 (☐ 耐重 ☐ 重量 ☐ 軽量) ☐ コンクリート製 ☐ その他 (市・町・村・型)
▷ 3. 浄化槽設備	イ. 方式 ☐ 長時間ばっ気 ☐ 回転板接触 ☐ 接触ばっ気方式 ☐ その他 () ロ. 形式 ☐ 現場施工型 ☐ ユニット型 処理対象 ☐ 汚水 ☐ 雑排水 ☐ その他 () 処理水量 (m ³ /日) () 人槽 放流水水質 (BOD ppm) ハ. ブローア設置場所 ☐ 機械室内 ☐ 浄化槽内 ☐ その他 () その他 設置浄化槽型式決定後直ちに施工承諾申請図及び計算書を 監督職員へ提出すること

▶ 4. 清掃消毒	イ. 作業方法 ・ 洗浄吐出圧力70kg/cm ² 、吐出量25～70ℓ/minで清掃 清掃後、消毒剤にて消毒洗浄する ○ 屋内雑排水管 ○ 污水管 ○ 大便器 ○ 小便器 ○ 洗面器 ○ 掃除流し ○ 事務室流し ○ 厨房流し ○ グリーストラップ ・ 洗浄吐出圧力70kg/cm ² 、吐出量40～70ℓ/minで清掃 清掃後、消毒剤にて消毒洗浄する ○ 屋外排水管 ○ 排水桝 ・ 洗浄吐出圧力70kg/cm ² 、吐出量40～70ℓ/minで清掃 ○ ルーフドレン管
▶ 5. その他	ロ. 消毒剤 ・ 次亜塩素酸ナトリウム溶液 濃度 100mg/ℓ 換気ドレン、水抜ドレン、バルコニードレン及び耐火二層管は保温を施さない

●	給湯設備
---	------

項 目	特 記 事 項
▶ 1. 給湯方式	● 給湯ボイラー (● 単独 ○ 暖房併設) ○ 熱交換器 ● 貯湯タンク ○ ガス湯沸器 (○ 貯湯式 ○ 瞬間式 ○ 別途リース品対応) ○ 電気湯沸器 (○ 貯湯式 ○ 瞬間式) ○ その他 ()

●	衛生器具
---	------

項 目	特 記 事 項
▶ 1. 衛生器具及び付属機器	● 図内器具表による

●	消火設備
---	------

項 目	特 記 事 項
▶ 1. 用途区分	消防法施行令別表第1による区分 ((15項) ○ イ ○ ロ ○ ハ ○ ニ)
▶ 2. 消火方式	○ 連結送水管 ○ 屋外消火栓 ○ 屋内消火栓 ○ スプリンクラー ○ 連結散水 ○ 不活性ガス ○ 泡消火 ○ 粉末消火 ○ フード等簡易消火 ● 消火器 ○ 共同住宅用ｽﾌﾟﾘﾝｸﾞｰ設備 ○ その他 ()
▶ 3. 屋内消火栓箱	○ HB-1 (○ A ○ B ○ 易操作性 ○ 消火器箱併設) ○ HB-4 (○ A ○ B ○ 広範囲形 ○ 消火器箱併設) ○ HD-714型 ○ HD-CE ○ その他 ()
▶ 4. 消火ポンプユニット	○ 揚水加圧 (火災報知器と連動) ○ その他 () 図内機器表によるほか日本消防設備安全センターの認定証票が貼付されたもの 制御盤には火報起動リレー組込スペースを設けること

●	ガス設備
---	------

項 目	特 記 事 項
▶ 1. 種類	○ 都市ガス ● 液化石油ガス (● ホンペ供給 ○ バル付供給)
▶ 2. 機器	○ その他 () 図内機器表による
▶ 3. 施工	○ 都市ガス……………ガス事業者の責任施工とする ● 液化石油ガス……標準仕様書第6編第3章による ○ その他のガス……高圧ガス保安法の規定に基く
▶ 4. ガス漏れ警報器	● 有 ○ 無 ○ 別途リース品対応
▶ 5. ガス漏れ警報設備 計装工事区分	都市ガスの場合 * 警報器用基台(基台共)からガスメーターまでの配管配線は本工事 ○ その他 () 液化石油ガスの場合 * 警報器用コンセント(別途)からガスメーターまでの配管配線は本工事 ○ その他 ()

○	廚房機器
---	------

○	環境配慮改修工事
---	----------